

介護保険 訪問看護利用料金表（非課税）

要介護のご利用者様

(2024.6.1～)

サービス内容	指定訪問看護(要介護者対象)					サービス提供時間/加算説明等	
	利用料 (10割)	利用者負担額			単位		
		(1割)	(2割)	(3割)			
訪問看護 I-1・時間内	3,140円	314円	628円	942円	314	1回につき 20分未満	
訪問看護 I-2・時間内	4,710円	471円	942円	1,413円	471	1回につき 30分未満	
訪問看護 I-3・時間内	8,230円	823円	1,646円	2,469円	823	1回につき 30分以上1時間未満	
訪問看護 I-4・時間内	11,280円	1,128円	2,256円	3,384円	1,128	1回につき 1時間以上1時間30分未満	
◆訪問看護 I-5(PT・OT・ST)	2,860円	286円	572円	858円	286	リハビリ 20分	
◆訪問看護 I-5(PT・OT・ST)	5,720円	572円	1,144円	1,716円	572	リハビリ 40分 (要介護：286単位×2)	
◆訪問看護 I-5・2超(PT・OT・ST)	7,710円	771円	1,542円	2,313円	771	リハビリ 60分 (要介護：257単位×3)	
特別管理加算	I	5,000円	500円	1,000円	1,500円	500	1か月につき1回算定 在宅麻薬等注射指導管理等を受けている状態や 留置カテーテル等を使用している状態等、計画的管理す る内容によっていずれかを算定 ※届出している訪問看護ステーションのみ算定
	II	2,500円	250円	500円	750円	250	
複数名訪問看護加算 【+看護師等の場合】	30分未満	2,540円	254円	508円	762円	254	1回につき看護師等と①看護師等または ②看護補助者により、複数名で1人の利用者に訪問看護 (介護予防含む)を行った場合に算定 ※ご利用者またはご家族の同意が必要
	30分以上	4,020円	402円	804円	1,206円	402	
複数名訪問看護加算 【+看護補助者の場合】	30分未満	2,010円	201円	402円	603円	201	
	30分以上	3,170円	317円	634円	951円	317	
長時間訪問看護加算	3,000円	300円	600円	900円	300	特別管理加算対象の方で1時間30分以上の場合に算定	
初回加算 I	3,500円	350円	700円	1,050円	350	病院・診療所などから退院した日に、新規に訪問看護を 提供した場合、 区分変更(要支援⇔要介護)時に算定	
初回加算 II	3,000円	300円	600円	900円	300	病院・診療所などから退院した日の翌日以降に、新規に 訪問看護を提供した場合、 区分変更(要支援⇔要介護)時に算定	
退院時共同指導加算	6,000円	600円	1,200円	1,800円	600	主治医等と連携して在宅生活における必要な指導を行 い、その内容を提供した場合に算定	
緊急時訪問看護加算 I	6,000円	600円	1,200円	1,800円	600	1か月につき1回算定 ※届出している訪問看護ステーションのみ算定	
ターミナルケア加算	25,000円	2,500円	5,000円	7,500円	2,500	死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上ターミナルケア を行った場合(※要介護のみ) ※届出している訪問看護ステーションのみ算定	
口腔連携強化加算	500円	50円	100円	150円	50	1か月につき1回算定	
看護体制強化加算	I	5,500円	550円	1,100円	1,650円	550	1か月につき1回算定 ※届出している訪問看護ステーションのみ算定
	II	2,000円	200円	400円	600円	200	
サービス提供体制強化加算	I	60円	6円	12円	18円	6	1回につき算定 ※届出している訪問看護ステーションのみ算定
	II	30円	3円	6円	9円	3	
その他加算に関して							
夜間・早朝加算 (夜18時～22時/早6時～8時)	ケアプランに位置付けられた訪問看護及び、緊急時訪問看護加算を算定している利用者様へ						
深夜加算 (深夜22時～6時)	同月2回目以降の緊急訪問看護を対象時間に実施した場合は、早朝・夜間は25%、深夜は50%の加算が算定されます						

【その他】

①療法師（PT…理学療法士、OT…作業療法士、ST…言語聴覚士）の実施するリハビリの上限は、週6回（1回20分）120分迄となります。

※緊急時訪問看護加算・特別管理加算 I・II、ターミナルケア加算、サービス提供体制強化加算は区分支給限度基準額の算定対象外となります。

介護保険 訪問看護利用料金表（非課税）
要支援のご利用者様

(2024.6.1～)

サービス内容	指定訪問看護(要支援者対象)					サービス提供時間/加算説明等	
	利用料 (10割)	利用者負担額			単位		
		(1割)	(2割)	(3割)			
訪問看護 I -1・時間内	3,030円	303円	606円	909円	303	1回につき 20分未満	
訪問看護 I -2・時間内	4,510円	451円	902円	1,353円	451	1回につき 30分未満	
訪問看護 I -3・時間内	7,940円	794円	1,588円	2,382円	794	1回につき 30分以上1時間未満	
訪問看護 I -4・時間内	10,900円	1,090円	2,180円	3,270円	1,090	1回につき 1時間以上1時間30分未満	
◆訪問看護 I -5(PT・OT・ST)	2,760円	276円	552円	828円	276	リハビリ 20分	
◆訪問看護 I -5(PT・OT・ST)	5,520円	552円	1,104円	1,656円	552	リハビリ 40分(要支援:276単位×2)	
◆訪問看護 I -5・2超(PT・OT・ST)	4,140円	414円	828円	1,242円	414	リハビリ 60分(要支援:138単位×3)	
特別管理加算	I	5,000円	500円	1,000円	1,500円	500	1か月につき1回算定 在宅悪性腫瘍患者指導管理等を受けている状態や 留置カテーテル等を使用している状態等、計画的管理する 内容によっていずれかを算定
	II	2,500円	250円	500円	750円	250	
複数名訪問看護加算 【+看護師等の場合】	30分未満	2,540円	254円	508円	762円	254	1回につき看護師等と①看護師等または ②看護補助者により、複数名で1人の利用者に訪問看護 (介護予防含む)を行った場合に算定 ※ご利用者またはご家族の同意が必要
	30分以上	4,020円	402円	804円	1,206円	402	
複数名訪問看護加算 【+看護補助者の場合】	30分未満	2,010円	201円	402円	603円	201	
	30分以上	3,170円	317円	634円	951円	317	
長時間訪問看護加算		3,000円	300円	600円	900円	300	特別管理加算対象の方で1時間30分以上の場合に算定
初回加算 I		3,500円	350円	700円	1,050円	350	病院・診療所などから退院した日に、新規に訪問看護を 提供した場合、 区分変更(要支援⇔要介護)時に算定
初回加算 II		3,000円	300円	600円	900円	300	病院・診療所などから退院した日の翌日以降に、新規に 訪問看護を提供した場合、 区分変更(要支援⇔要介護)時に算定
退院時共同指導加算		6,000円	600円	1,200円	1,800円	600	主治医等と連携して在宅生活における必要な指導を行 い、その内容を文章により提供した場合に算定
緊急時訪問看護加算 I		6,000円	600	1200	1800	600	1か月につき1回算定 ※届出している訪問看護ステーションのみ算定
口腔連携強化加算		500円	50	100	150	50	1か月につき1回算定
看護体制強化加算		1,000円	100円	200円	300円	100	1か月につき1回算定 ※届出している訪問看護ステーションのみ算定
サービス提供体制強化加算	I	60円	6円	12円	18円	6	1回につき算定 ※届出している訪問看護ステーションのみ算定
	II	30円	3円	6円	9円	3	
その他加算に関して							
夜間・早朝加算 (夜18時～22時/早6時～8時)	ケアプランに位置付けられた訪問看護及び、緊急時訪問看護加算を算定している利用者様へ 同月2回目以降の緊急訪問看護を対象時間に実施した場合は、早朝・夜間は25%、深夜は50%の加算が算定されます						
深夜加算 (深夜22時～6時)							

【その他】

- ①療法士（PT…理学療法士、OT…作業療法士、ST…言語聴覚士）の実施するリハビリの上限は、週6回（1回20分）120分迄となります。
- ②理学療法士等が利用開始の属する月から12月超の利用者に訪問看護を行った場合は1回につき15単位減算されます（要支援のみ）。
- ※緊急時訪問看護加算・特別管理加算 I・II、サービス提供体制強化加算は区分支給限度基準額の算定対象外となります。